

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健事業事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託の際には業者の情報保護管理と秘密保持に関して契約に含め万全を期している。

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健事業事務	
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 番号制度においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、妊娠届出の受理及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導及び診察を受ける事の勧奨、低体重児の届出及びその審査、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付及び費用の支給及び養育医療の給付に係る費用の徴収に係る事務を行う。	
③システムの名称	健康管理システム、税情報システム、医療費公費負担システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
母子保健情報ファイル、未熟児養育医療情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表70の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部子ども未来課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部子ども未来課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3214	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、税情報システム、医療費公費負担システム、中間サーバー	事後	
平成28年10月11日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月11日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年3月29日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、税情報システム、医療費公費負担システム、中間サーバー	健康管理システム、税情報システム、医療費公費負担システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年3月29日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	子ども未来課長 青戸厚志	子ども未来課長 村社芳行	事後	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年3月1日	事後	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年3月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども未来課長 村社芳行	課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	安来市役所(島根県安来市安来町878番地2) 健康福祉部 子ども未来課(幼稚園保育係) 電話:0854-23-3214	健康福祉部子ども未来課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3214	事後	
令和2年6月5日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二の第二十六の項、第五十六の項、第七十の項、第八十七の項	番号法第19条第7号26の項 56の2の項 別表第二の69の2の項 70の項 86の項 87の項	事後	
令和2年6月5日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の四十九の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号26の項 56の2の項 別表第二の69の2の項 70の項 86の項 87の項	番号法第19条第8号26の項 56の2の項 別表第二の69の2の項 70の項 86の項 87の項	事前	
令和6年7月10日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	
令和6年7月10日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号26の項 56の2の項 別表第二の69の2の項 70の項 86の項 87の項	番号法第19条第8号 別表70の項	事後	